教育委員会会議

日時 令和2年11月19日(木) 午前10時00分 場所 教育委員会室

< 次 第 >

- 1 開 会
- 2 教育長の報告 報告第16号 令和2年度さいたま市一般会計補正予算(教育費)について 報告第17号 さいたま市教職員の給与改定について
- 3 議 事 議案第61号 さいたま市立視聴覚ライブラリー運営委員会委員の任命について [非公開案件]
- 4 閉 会

報告第16号

臨時代理の報告について

臨時代理した下記のことについて、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成13年さいたま市教育委員会規則第7号)第5条第2号の規定により、別紙のとおりこれを報告する。

令和2年11月19日提出

さいたま市教育委員会 教育長 細田 眞由美

記

令和2年度さいたま市一般会計補正予算(教育費)について

臨時代理書

下記の件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会の会議を招集するいと まがないので、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成13年さいたま市教育 委員会規則第7号)第4条の規定により、別紙のとおり市長に申出することを臨時代理する。

令和2年11月10日

さいたま市教育委員会 教育長 細田 眞由美

記

令和2年度さいたま市一般会計補正予算(教育費)について(別紙)

令和2年度さいたま市一般会計補正予算(教育費)について

歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 国庫支出金		14, 123, 748	△ 61, 173	14, 062, 575
	2 国庫補助金	1, 935, 532	△ 61, 173	1, 874, 359
歳 入	合 計	14, 778, 933	△ 61, 173	14, 717, 760

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
		92, 174, 295	△ 70, 320	92, 103, 975
10 教育費	3 中学校費	22, 523, 407	52, 027	22, 575, 434
	6 社会教育費	8, 577, 808	△ 122, 347	8, 455, 461
歳出	合 計	92, 174, 295	△ 70, 320	92, 103, 975

補 正 予 算 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入 (単位 千円)

	7	款	項	B	補正前の額	補	正額	計	説 明
18 国庫支出金		14, 123, 748	Δ	61, 173	14, 062, 575				
	2 国庫補助金		1, 935, 532	Δ	61, 173	1, 874, 359			
	7 教育費国庫補助金		1, 935, 532	Δ	61, 173	1, 874, 359	1 国宝重要文化財等保存整備費補助金		
歳入合計		14, 778, 933	Δ	61, 173	14, 717, 760				

歳 出 (単位 千円)

	j	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 特 定 財 源	財源内訳一般財源	説明
10	教	育費	92, 174, 295	△ 70, 320	92, 103, 975	△ 69, 473	△ 847	
	3	中学校費	22, 523, 407	52, 027	, ,	· ·	5, 327	
		4 学校建設費	1, 160, 377	52, 027	1, 212, 404	地方債 46,700	5, 327	1 中学校営繕事業 52,027
	6	社会教育費	8, 577, 808	△ 122, 347	8, 455, 461	△ 116, 173	△ 6,174	
		3 文化財保護費	629, 767	△ 122, 347	507, 420	国庫支出金 △ 61,173 地方債 △ 55,000	△ 0,174	1 文化財保護事業 △ 122,347
	方	歳 出 合 計	92, 174, 295	△ 70, 320	92, 103, 975	△ 69, 473	△ 847	

提案理由

令和2年度さいたま市一般会計補正予算(教育費)歳入予算は、見沼通船堀(西縁)再整備工事の継続費変更にかかる国庫支出金について、歳出予算は、与野東中学校運動場の用地の取得、さいたま市立中等教育学校整備事業に係る債務負担行為の設定、及び見沼通船堀(西縁)再整備工事の工事期間変更に伴う継続費の変更について、市長に申出するものです。

令和2度12月補正予算

事務事業概要

(一般会計) (単位:千円)

事務事業名 中学校営繕事業		補正額	52, 027
局/部/課 教育委員会事務局/管理部/学校施設課	〔財源内訳〕		
款/項/目 10款 教育費/3項 中学校費/4目 学校建設費	予算書 P. 51	25款 市債	46, 700
〈事業の目的・内容〉 良好な学習環境を確保するために、中学校の老朽化した校舎等の す。また、「さいたま市学校施設リフレッシュ基本計画」を推進し		- 一般財活	源 5,327
<補正の目的・内容> 与野東中学校の運動場内の借地について、土地所有者から買取り たことから、安定した屋外教育環境の確保に向けて当該用地を取得 地の取得に係る経費について、補正を行うものです。	補正前予算額	1, 146, 302	

<主な事業>

1 与野東中学校用地の取得

52, 027

事業スケジュール

[参考]

与野東中学校の運動場内の借地(403㎡)を購入します。

- ·令和3年1月~2月 土地売買契約
- 令和3年2月~3月 所有権移転登記

(一般会計) (単位:千円)

()2241/			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
事務事業名 文化財保護事業		補正額	△ 122, 347
局/部/課 教育委員会事務局/生涯学習部/文化財保護課		〔財源内訳〕	
款/項/目 10款 教育費/6項 社会教育費/3目 文化財保護費	予算書 P. 51	18款 国庫支出金	△ 61, 173
<事業の目的・内容>		25款 市債	△ 55, 000
■ さいたま市の貴重な文化・歴史・教育・観光資源である各種の文 継承と活用を進め、市民文化の向上と市の個性・魅力の発信を図り	- 一般財源	△ 6, 174	
<補正の目的・内容>	日本しまなる		
■ 見沼通船堀西縁再整備工事の工事発注にあたり、安全対策工法の こととなり、当初予定していた工事期間に変更が生じるため、継続		補正前予算額	629, 767
うものです。			

<主な事業>

1 見沼通船堀西縁再整備工事 △ 122,347 令和4年度完成を目指し、見沼通船堀西縁の堀と閘門 の再整備工事を実施します。

〈継続費の変更〉

事業名	Ι.	年 度	年 割 額	財	源 内	訳
尹 未 石		牛 戾	4 刮 稅	国県支出金	地方債	一般財源
	2	補正前	122, 347	61, 173	55, 000	6, 174
		補正後	0	0	0	0
	3	補正前	288, 756	144, 378	129, 900	14, 478
見沼通船堀(西	٦	補正後	142, 671	71, 335	64, 200	7, 136
縁)再整備事業	4	補正前	-	-	-	-
		補正後	268, 432	134, 216	120, 700	13, 516
	計補	補正前	411, 103	205, 551	184, 900	20, 652
	ĒΙ	補正後	411, 103	205, 551	184, 900	20, 652

[参考]

事業スケジュール

- 令和3年3月 仮契約締結
- 令和3年6月 工事請負契約議案提出
- 令和3年7月 工事着手
- 令和4年9月 工事完了

事項 特色ある学校づくり事業

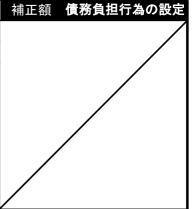
局/部/課 教育委員会事務局/学校教育部/高校教育課

予算書 P.

<補正の目的・内容>

大宮国際中等教育学校の整備については、民間活力を導入し、設計、施工、維持管理及び運営を一括して行うPFI方式を採用しており、令和4年4月の後期課程校舎の開校に向け、建設工事を実施するとともに、各種準備を進めます。

物価水準の変動に伴い、契約約款に基づき、サービス対価を改定する必要が生じたため、債務負担行為の設定を行うものです。



<主な事業>

1 債務負担行為の設定

[参考]

事業スケジュール

- ・令和2年12月 サービス対価の改定に関する確認書の締結
- ・令和3年度~令和18年度 改定後のサービス対価の支払

〈債務負担行為〉

事項	期間	限度額	財	源	内	訳
す	粉	100 及 60	国県支出金	地方債	その他	一般財源
中等教育学校整備事業 (追加分その3)	令和2年度から 令和18年度まで	202, 017	0	0	0	202, 017

報告第17号

教育長の報告について

さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成13年さいたま市教育委員会規則第7号)第5条第1項の規定により、下記について別紙のとおりこれを報告する。

令和2年11月19日提出

さいたま市教育委員会 教育長 細田 眞由美

記

さいたま市教職員の給与改定について

さいたま市教職員の給与改定の概要

1 趣旨

市人事委員会からの報告及び勧告を踏まえ、教職員の給与を改定するもの。 ただし、さいたま市職員の給与に関する条例(平成 13 年さいたま市条例第 42号)の規定を準用しているため、さいたま市教職員の給与に関する条例(平成 29年さいたま市条例第 21号)の改正を要さないもの。

2 改定の内容

(1) 期末手当の支給割合について(再任用教職員を除く。)

ア 令和2年度における期末手当の支給月数を、次のように引き下げるもの。

	12 月期		
	改定前	改定後	
一般教職員	1.30月	1. 25 月	
特定管理教育職員	1.10月	1.05月	

※特定管理教育職員は、校長、副校長及び教頭を指す。 (高等学校及び中等教育学校の副校長及び教頭を除く。)

イ 令和3年度以後における期末手当の支給月数を、次のように改めるもの。

	6 月	期	12 月期			
	改定前	改定後	改定前	改定後		
一般教職員	1.30月	1. 275 月	1.30月	1. 275 月		
特定管理教育職員	1.10月	1. 075 月	1.10月	1.075月		

3 施行期日等

- (1) 2(1) アの改定 公布の日(令和2年12月1日から適用)
- (2) 2(1) イの改定 令和3年4月1日